

あんしんセット共済

生命傷害共済セット特約

病気・ケガに安心のワイドな保障



特色

- 満75歳になって最初に迎える満期日まで継続
- 特約追加でさらに手厚い保障へ
- 安心の一律掛金（年齢・性別に関係なく一律の共済掛金）

三重県中小企業共済協同組合

特約

疾病入院特約		主契約+月払700円	
保障内容		年齢	
		満6歳以上～満69歳以下	満70歳以上～満74歳以下
特約責任開始日から180日以内に疾病入院した場合			
見舞金	20,000円（同一疾病入院で1回限度）		
	7日以上継続して入院した場合		
特約責任開始日から180日経過後に疾病入院した場合			
疾病入院	日額	5,000円	日額 1,500円
	継続して5日以上入院した場合、1日目からお支払いします。 （同一疾病210日限度・全共済期間通算840日限度）		
疾病手術	20,000円（同一疾病入院で1回限度）		——
	疾病入院中に手術を受けた場合（当組合の定める手術に限る）		
退院祝金	20,000円（同一疾病入院で1回限度）		——
	7日以上継続して疾病入院をし、退院した場合　ただし、完治、通院切替に限る		
疾病検査	7,500円（同一疾病入院で2回限度）		7,500円（同一疾病入院で1回限度）
	疾病入院中に検査を受けた場合（当組合の定める検査に限る） ただし、1度の入院で2種類以上または同一の検査を2度以上受けた場合でも1回のみのお支払いとなります。		

どちらの特約も

主契約に+月払700円の掛金で付帯していただけます。



がん診断・先進医療特約			高額医療費への備え			主契約+月払700円	
保障内容	年齢	6歳～24歳	25歳～39歳	40歳～54歳	55歳～69歳	70歳～74歳	
がん診断		350万円	200万円	70万円	25万円	10万円	
	特約責任開始日から起算して91日目以降にがんと診断確定されたとき						
がん診断共済金について							
● 特約責任開始日から起算して90日間の待機期間が適用されます。 ● 診断確定された日に属する契約の共済始期日時点の年齢群の保障額となります。 ● 日本国内の病院または診療所で診断確定された場合に限りです。 ● 上皮内がんも対象となります。 ● 2回目以降の共済金のお支払いは、前回の支払事由に該当した日からその日を含めて、2年を経過した日の翌日以降に新たにがんと診断確定された場合となります。							
先進医療		1回につき 500万円限度 (全共済期間通算1,000万円限度)					
		特約責任開始日以降に発症した疾病または発生した傷害の治療を目的として、厚生労働大臣が定める所定の先進医療を受けたとき					
先進医療共済金について							
● 厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所で受けたものに限りです。 ● 先進医療の技術料がお支払いの対象です。 ● がんに関する先進医療は、がん診断共済金同様90日間の待機期間が適用されます。 ● 先進医療の各技術、先進医療を実施している医療機関などについては、下記にてご確認ください。 厚生労働省ホームページ： https://www.mhlw.go.jp							

その他

ご契約成立までのスケジュール(例)

3月		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月	
15 16		1 26		26 13		26 26		26 26		26 11		26 26		26 26	
① 契約申込日 (FAX・郵便局消印)	② 責任開始日(起算日)	③ 契約証書発行	④ 共済始期日	⑤ 共済掛金振替(初回)	⑥ 共済掛金振替	⑦ 90日目	毎月26日が口座振替日です 金融機関が休業日の場合は翌営業日					⑧ 180日目			
主契約保障開始(疾病入院特約、がん診断・がんに関する先進医療以外)															
疾病入院特約															
この間に発病の疾病入院は、見舞金2万円															
がん診断・先進医療特約(がんに関する先進医療)															
待機期間90日(がんに関する保障)															
6月14日より保障開始															
9月12日より保障開始															

① 契約申込日………… 契約申込書に必要事項を記入捺印。掛金は翌月26日に2か月分を口座振替。

② 責任開始日(起算日) 申込日の翌日午前0時より責任開始。

③ 契約証書発行………… 契約証書郵送 ※初回掛金の口座振替ができなかった場合、契約は無効となり共済金はお支払いできません。

④ 契約始期日………… 申込日の翌月1日が共済始期日。1年契約ですが、特に申し出がない限り自動更新となります。

⑤ ⑥ 共済掛金振替日 初回は2か月分、翌月からは1か月分の共済掛金振替。(以降毎月26日)

⑦ 90日目(待機期間)…… 上記例では6月14日以降、がん診断、がんに関する先進医療の共済金を支払われます。

⑧ 180日目…………… 上記例では9月12日以降、疾病入院共済金等が支払われます。

- ① 契約申込日…… 契約申込書に必要事項を記入捺印。掛金は翌月26日に2か月分を口座振替。
- ② 責任開始日（起算日） 申込日の翌日午前0時より責任開始。
- ③ 契約証書発行…… 契約証書郵送 ※初回掛金の口座振替ができなかった場合、契約は無効となり共済金はお支払いできません。
- ④ 契約始期日…… 申込日の翌月1日が共済始期日。1年契約ですが、特に申し出がない限り自動更新となります。
- ⑤ ⑥ 共済掛金振替日 初回は2か月分、翌月からは1か月分の共済掛金振替。（以降毎月26日）
- ⑦ 90日目（待機期間）… 上記例では6月14日以降、がん診断、がんに関する先進医療の共済金が支払われます。
- ⑧ 180日目 …… 上記例では9月12日以降、疾病入院共済金等が支払われます。

口座振替取扱金融機関		
大垣共立銀行本支店	三十三銀行本支店	東海労働金庫本支店
北伊勢上野信用金庫本支店	新宮信用金庫本支店	百五銀行本支店
紀北信用金庫本支店	中京銀行本支店	JA県下各農協本支店
桑名三重信用金庫本支店	津信用金庫本支店	※ ゆうちょ銀行

※ゆうちょ銀行の預金口座振替申込書は別用紙となります。

（五十音順）

契約者区分			
(1) 組合員	(2) 組合員と生計を一にする親族	(3) 組合員である組合の構成員	(4) 左記以外の者
下記の方は出資金は必要ありません			
(1) 既に組合員の方 (2) 既に組合員となっている方と生計を一にする親族 (3) 組合員である組合の構成員 (4) 組合員資格のない方※			
※資本金（出資金）の総額が3億円（小売業・サービス業を主たる事業とする場合は5,000万円、卸売業を主たる事業とする場合は1億円）を超え、かつ、常時使用する従業員数300人（小売業を主たる事業とする場合50人、卸売業またはサービス事業を主たる事業とする場合は100人）を超える場合※詳細は組合員加入出資申込書をご確認ください。			

お問い合わせ・お申し込みは取扱代理所へ

取扱代理所

※このパンフレットはあんしんセット共済の概要を説明したもので約款に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご不明な点がございましたら取扱代理所またはみえ共済までお問い合わせください。



三重県中小企業共済協同組合

- 本部・津営業所／ 津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル3階
TEL (059) 228-7128 FAX (059) 225-9226
https://www.kenkyosai.or.jp
- 四日市営業所／ 四日市市諏訪町2-5 四日市商工会議所4階
TEL (059) 353-0810 FAX (059) 352-8276
- 東紀州営業所／ 尾鷲市朝日町1-4-4 5 尾鷲商工会議所4階
TEL (0597) 23-2949 FAX (0597) 23-2952

主契約



I型		新規加入年齢：満6歳以上 満69歳以下		月払2,000円		
		満75歳になって最初に迎える満期日までご継続いただけます				
保障内容		年齢	満6歳以上 満64歳以下	満65歳以上 満69歳以下	満70歳以上 満74歳以下	
死高度障害	交通傷害	事故の日から180日以内	1,200万円	1,000万円	200万円	
	傷 害		800万円	600万円	100万円	
	普 通 （病氣又は傷害※） ※傷害死亡共済金が支払われる場合を除きます	責任の始期日より	2年超後	400万円	200万円	50万円
			1年超 2年以内	300万円	150万円	37.5万円
			181日以上 1年以内	200万円	100万円	25万円
180日以内			100万円	50万円	12.5万円	
後遺障害	交通傷害	事故の日から180日以内	1級 640万円 ~ 24万円	1級 640万円 ~ 24万円	1級 80万円 ~ 3万円	
	傷 害		14級 320万円 ~ 12万円	14級 320万円 ~ 12万円	14級 40万円 ~ 1.5万円	
入院	交通傷害	5日以上120日限度	日額 6,000円	日額 6,000円	日額 3,000円	
	傷 害		日額 4,500円	日額 4,500円	日額 2,000円	
通院	傷 害※ （交通傷害含む）	事故の日から180日以内	日額 2,000円	日額 2,000円	日額 1,500円	
		実通院5日以上90日限度				

5日以上入院した場合、1日目からお支払いします。 ※往診を含む

Ⅱ型		新規加入年齢：満6歳以上 満69歳以下		月払1,000円		
				満75歳になって最初に迎える満期日までご継続いただけます		
保障内容		年齢	満6歳以上 満64歳以下	満65歳以上 満69歳以下	満70歳以上 満74歳以下	
死高度障害	交通傷害	事故の日から180日以内	600万円	500万円	100万円	
	傷害		400万円	300万円	50万円	
	普通 （病氣又は傷害※） ※傷害死亡共済金が支払われる場合を除きます	責任の始期（日）	2年超後	200万円	100万円	25万円
			1年超2年以内	150万円	75万円	18.75万円
			181日以上1年以内	100万円	50万円	12.5万円
180日以内			50万円	25万円	6.25万円	
後遺障害	交通傷害	事故の日から180日以内	1級14級 320万円～12万円	1級14級 320万円～12万円	1級14級 40万円～1.5万円	
	傷害		1級14級 160万円～6万円	1級14級 160万円～6万円	1級14級 20万円～7,500円	
入院	交通傷害	5日以上120日限度	日額 3,000円	日額 3,000円	日額 1,500円	
	傷害		日額 2,250円	日額 2,250円	日額 1,000円	
通院	傷害※ （交通傷害含む）	事故の日から180日以内	日額 1,000円	日額 1,000円	日額 750円	
		実通院5日以上90日限度				

5日以上入院した場合、1日目からお支払いします。 ※往診を含む

ご契約に関して

お申し込み手続き

- お申し込みは契約申込書に必要事項をご記入の上、お申し込みください。
- 契約する際、被共済者の方の健康告知及び加入同意が必要です。
- 共済掛金は年齢や性別に関係なく一律で、I 型（月払2,000円）、II 型（月払1,000円）のいずれか1口に限られます。なお、疾病入院特約、がん診断・先進医療特約（各月払700円）を付帯することができます。
- ご加入時は、契約申込書にご捺印のみで契約できます（キャッシュレス）。申込日の翌月26日に2か月分の共済掛金+出資金100円（組合員資格のある方で初めて加入される場合）を指定口座より振替いたします。
- 2回目以降の共済掛金は、毎月26日に1か月分を指定口座より振替いたします。

ご加入いただける方

- 申込日現在、健康な方で健康告知質問事項のいずれにも該当しない方。（医師の診察は不要です。）
- 満6歳以上満69歳以下の方。（継続の場合は満75歳になって最初に迎える満期日まで継続できます。ただし、満65歳からの保障額は減額となります。）詳しくは左記の保障内容をご覧ください。

ご加入いただけない方

- 申込日現在、告知書（兼加入同意確認書）記載の健康告知質問事項に該当する方。

1	現在の健康状態	最近3ヶ月以内に医師の診察を受け、その結果、検査・治療（経過観察を含む）・投薬をすすめられたことがありますか
2	過去2年以内の健康状態	過去2年以内に病氣やケガで7日以上にわたり、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか
3	過去5年以内の健康状態	過去5年以内に病氣やケガなどで手術※1を受けたこと、または継続して7日以上入院※2をしたことがありますか ※1 内視鏡手術・レーザー手術を含みます ※2 検査入院、妊娠・分娩に伴う異常による入院や帝王切開（正常分娩による入院は除く）を含みます
4	過去の病氣	現在及び今までにがん（白血病・肉腫・悪性リンパ腫、上皮がんを含みます）にかかったことがありますか
5	過去2年以内の健康診断	過去2年以内の健康診断および人間ドックにて異常（要再検査・要精密検査・要治療を含みます）を指摘されたことがありますか （ただし、再検査・精密検査を受けた結果、異常がなく診療完了した場合は除きます）
6	身体の障害	現在、視力・聴力・言語・そしゃく機能に障害がありますか または、手・足・指・関節・背骨（脊柱）について欠損・変形または機能に障害がありますか
7	16歳以上の女性の場合	現在、妊娠していますか

- 申込日現在、告知書（兼加入同意確認書）記載の職業（危険職種）に従事している方。

- 自動車、自転車、モーターボート等の競争選手
- テストドライバー、テストライダー、テストパイロット等の職業従事者
- プロレスラー、プロボクサー、力士等の職業従事者
- 船舶乗組員、漁夫、船頭その他船舶に搭乗することを職務とする方
- 坑内夫、隧道内の作業に従事する方
- スタントマン、かるわぎ師、その他これらに類する方
- 潜水、潜函、サルベージ等に従事する方
- 1～7に掲げる職業と同程度またはそれ以上の身体及び生命への危険度の高い職業に従事している方

共済金のお支払いについて

1.お支払いできない主な場合

- 初回掛金の口座振替ができなかった場合（契約は無効となり、再度契約のやり直しが必要となります）
- 契約申込書や共済金請求書に不実の記載があったとき、または加入が無効もしくは解除されたとき
- 共済契約者、共済金受取人または被共済者の故意
- 被共済者の犯罪行為、被共済者に対する刑の執行
- 戦争・内乱・暴動等によるとき
- 自殺によるとき（ただし、死亡の場合は加入後1年以上経過であれば普通死亡共済金としてお支払いします）
- 地震、噴火または津波を直接の原因とするとき（ただし、死亡の場合は普通死亡と同じ扱いとなります）
- 原因がいかなる場合でも、頸部症候群（「むちうち症」「頸椎捻挫」）または腰痛で医学的他覚所見のないものは、お支払いの対象となりません
●医学的他覚所見とは理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

- 告知事項について事実と異なる告知があったとき

※上記以外にも共済金をお支払いできない場合や契約を解除させていただく場合がありますので、詳しくは約款をご確認ください。

2.交通傷害扱いにならない場合

- 被共済者の無免許運転、酒気帯び運転
- 被共済者が試運転、訓練、競技・興行（練習を含む）のため運行中の交通乗用具に搭乗している間に生じた事故
- 被共済者が職務として荷役作業（土砂などの積み込み、積み下し作業を含む）及び交通乗用具の修理点検、整備、清掃の作業中に該当作業に直接起因する事故によって被った傷害

共済金受取人について

共済金受取人は契約者です。ただし、被共済者と同一である契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は約款に定められた受取順位でお支払いします。（約款をご確認ください。）

その他、契約について重要な事項

- 同一契約者が複数の申込みをされたとき、その重複分の契約は無効となります。
- 共済契約成立後、共済掛金の口座振替が2か月連続して不能であったとき、共済契約は失効となります。
- 契約者はいつでもこの契約を解約できます。
- ご加入後は、解約のお申し出がない限り自動更新され、満75歳になられて最初に迎える満期日まで契約は継続されます。
- 疾病入院、がん診断・先進医療による共済金は特約を付帯した場合に限ります。（各月払700円／1人）
- 交通傷害、傷害による入院、傷害（交通傷害含む）による通院は、事故の日から90日以内に医師の入院治療、通院治療を受けたとき対象となります。
- 法人が役員、従業員全員を契約する場合、掛金は損金処理ができます。また、個人事業主の方が従業員全員を契約する場合、掛金は必要経費として処理することができます。

※税務取扱いについての詳細は、税務署・税理士にご相談・ご確認ください。

ご契約の際は必ずお読みください。

- このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容については代理所または当組合までご照会ください。
- ご契約の際、重要事項説明書をお渡ししています。重要事項説明書では個人情報の取扱い、ご契約時、ご契約後、事故時などの重要な事項についてご説明をさせていただいておりますので、ご一読の上、お申込みください。
- ご契約の際は別紙告知書（兼加入同意確認書）を十分お読みください。
- 共済金は共済契約者にお支払いしますが、健康告知などの告知事項については、必ず被共済者ご自身がご確認の上、署名してください。
- 故意または重大な過失によって、事実と違うことを告知されると共済金をお支払いできなかったり契約解除をさせていただきます場合があります。